

# 高年齢者等職業安定対策基本 方針の一部改正案

厚生労働省発職 0127 第 6 号  
令和 2 年 1 月 27 日

労働政策審議会  
会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 6 条第 5 項  
において準用する同条第 3 項の規定に基づき、別紙「高年齢者等職業安定対策基本  
方針の一部改正案」について、貴会の意見を求める。

○厚生労働省告示第 号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第六条第一項の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針（平成二十四年厚生労働省告示第五百五十九号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>はじめに</p> <p>1 (略)</p> <p>2 方針の対象期間</p> <p>この基本方針の対象期間は、平成25年度から令和2年度までの<u>8年間</u>とする。ただし、この基本方針の内容は平成24年の法改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。</p> <p>第3 事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 募集・採用に係る年齢制限の禁止</p> <p>労働者の募集・採用に当たっては、労働者の一人ひとりには、より均等な働く機会が与えられるよう、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）において、募集・採用における年齢制限が禁止されているが、高年齢者の雇用の促進を目的として、60歳以上の高年齢者を募集・採用することは認められている。</p> <p>なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の3第1項各号に該当する場合であつて、上限年齢を設定するときには、<u>法第20条</u>に基づき、求職者に対してその理由を明示する。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>はじめに</p> <p>1 (略)</p> <p>2 方針の対象期間</p> <p>この基本方針の対象期間は、平成25年度から平成31年度までの<u>7年間</u>とする。ただし、この基本方針の内容は平成24年の法改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。</p> <p>第3 事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 募集・採用に係る年齢制限の禁止</p> <p>労働者の募集・採用に当たっては、労働者の一人ひとりには、より均等な働く機会が与えられるよう、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）において、募集・採用における年齢制限が禁止されているが、高年齢者の雇用の促進を目的として、60歳以上の高年齢者を募集・採用することは認められている。</p> <p>なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の3第1項各号に該当する場合であつて、上限年齢を設定するときには、<u>法第18条の2</u>に基づき、求職者に対してその理由を明示する。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

2 • 3 (略)

2 • 3 (略)